支払基金・国保統一事例

【　検査　】

２９０　精密眼圧測定の算定について

《令和６年９月３０日》

○　取扱い

次の場合のＤ264 精密眼圧測定の算定は、原則として認められる。
⑴　調節緊張症に対する散瞳点眼剤投与時
⑵　副腎皮質ホルモン製剤投与時

○　取扱いを作成した根拠等

精密眼圧測定は、眼内圧を測定する検査である。調節緊張症の治療として散瞳点眼剤を投与している場合や、副腎皮質ホルモン製剤を全身投与（内服・注射）又は眼局所投与している場合、副作用として眼圧上昇、眼圧亢進、緑内障が現れることがあることから、定期的に眼圧を測定する必要がある。

以上のことから、上記⑴⑵の場合のＤ264 精密眼圧測定の算定は、原則として認められると判断した。